

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 金銭債権の現物出資

Q: 私は株式会社のオーナーですが、会社の資本金を最低資本金まで引き上げるため増資しなければいけません。会社への貸付金を現物出資して増資することができるかと聞きました。

この場合、私に何か課税されたりするのでしょうか。

A: 課税関係は生じません。

#### 【解説】

最低資本金の猶予期限が迫ってきました。  
(期限⇒平成8年3月31日、ただし大阪府と兵庫県は1年延長)

株式会社なら1,000万円以上(有限会社なら300万円以上)でないと、解散を余儀なくされてしまいますが、まだ最低資本金に達していない会社は多いようです。

株式会社の増資の方法としては、

- ① 金銭出資
- ② 現物出資
- ③ 無償増資
- ④ 抱き合わせによる増資

があります。

ご質問のように、会社に対する金銭債権の現物出資も増資の方法として認められています。

この場合、金銭債権を譲渡したことになりますが、オーナー側は特に課税関係は生じません。ただし、特定の株主等が現物出資した場合、新株等の発行価額が公正な価額でないときには、贈与税や所得税の課税関係が生じたりしますので、ご注意ください。

